

電子商取引と米国のE-SIGN法制定

電子商取引において、従来の紙ベースの運用と同等な取引形態を実現するためには、顧客の本人確認や取引内容の確認、原本性の保証を電子的に行うプロセスや仕組み、法整備が必須である。本稿では、電子認証や電子署名の仕組みを解説しながら、米国での法制化の動きについて紹介する。

安全な電子商取引の条件

電子商取引には、取引内容と情報通信内容の整合性や信頼性を確保することが重要である。具体的に電子商取引を安全に行うためのポイントは次の3つである。

送信元の本人確認ができること。

受け取った内容が、実際に顧客が送った内容と同じものかを確認できること。

取引成立後に、発注者が取引の内容や送信の否認をできないようにすること。

このポイントを系統的に解決することにより、トラブルを最小限にすることができる。システム化には以下に示すようないくつかのパーツが必要となる。

アクセス制御

電子証明書を“鍵”として認証機関（証明書の発行団体）から受け取る必要がある。

本人確認

認証機関から受け取った電子証明書を取引に利用する。

メッセージ内容の整合性

メッセージの暗号化と電子署名により、データの内容を守る

内容否認対応

電子証明書と電子署名により内容の整合性

（原本性）を保ち、送信者が内容の否認をできないようにする。

以上のような仕組みや技術によって次のようなトラブルが防げる。たとえば、ある販売代理店に顧客であるAさんが、ある商品をインターネット上で発注したとする。商品を仕入れて納入すると、Aさんは「私は商品を発注していない」と言い出した。Aさんの気が変わったか、本当に発注していないかはわからないが、この場合、Aさんが発注したという証拠がなければ、販売代理店は仕入れた商品を在庫として抱えなければならなくなる。このようなトラブルを避けるために必要なのが、本人確認のための電子証明書と電子署名の仕組みであり、その裏付けとなる暗号化技術なのである。

電子証明書（電子署名）は、印鑑登録と印鑑証明により本人であることを証明するのと同じように、利用者が電子証明書の認証機関に身元を登録し、電子署名を行うための“鍵”のようなものを受け取り、この鍵で取引の際に本人であることを保証し、かつ取引の内容が改竄されていないことを保証する仕組みである。これによって、電子商取引における契約の安全性を確保し、また取引内容の否認と

いったトラブルを回避することができる。

ビジネスの面からみれば、暗号化、電子証明書、電子署名などのシステム化によって、紙ベースで行われていた従来の取引を、より早くスムーズに、かつ低コストで行えるようになる。また、電子証明書や電子署名の仕組みを取り込むことにより、トランザクション単位のコスト削減や、データ保存コストの削減、業務の迅速化などのメリットが得られるものと思われる。

米国の電子署名法

いわゆる電子署名法は、どのような方式の電子署名を法的に認めるかということを定めたもので、日本でも「電子署名および認証業務に関する法律」が2001年4月から施行されている。

電子商取引においても先進国である米国では1999年7月に、National Conference of Commissioners on Uniform State Lawsという団体が、各州のモデルとすべくUETA (Uniform Electronic Transactions Act) という電子署名法を作った。現在、米国の20を超える州がこのモデルに基づいて州法として採用しているが、大半の州では、消費者保護という視点から、独自にUETAに手を加えたものとしている。

もうひとつの電子署名法として、United Nations Commissions on International Trade Law (UNCITRAL) のモデルに基づ

いて、2000年6月に法律化されたのが、PKI (公開鍵暗号化方式) をベースとしたE-SIGN法である。E-SIGN法の基本的な目的は、電子署名をペーパー上の直筆のサインと同等に扱うということにあり、UETAと多くの点で似通っているが、消費者保護をどのような方法で確保するかについて若干の違いがある。しかしE-SIGN法が連邦法であることを考えれば、米国全体を市場として活動する企業が、UETAが適用されていない州においてもE-SIGN法に基づいて電子商取引を展開しやすいといったメリットがある。また、今後、世界的に電子商取引が活発になることが確実であるが、そのような際にも、連邦法であるE-SIGN法のほうが州単位のUETAに比べて他国とのすり合わせを容易に行うことができるであろう。

今後の動向

E-SIGN法の制定により、米国では電子商取引における法的な環境は整ったものの、実際に電子署名を利用して電子商取引を行うにはまだ不十分である。E-SIGN法には、これからどのようにこの法律が適用されていくべきかといったことは細かく記述されていないからである。このため、各業界には、電子証明書などの管理をどこでどのように行うかを整理した上で、電子署名のシステム化を推進していくことが期待されている。

(NRIアメリカ 林 裕樹)